

令和6（2024）年度当初予算の要求の考え方

5 (2023). 10. 12

財政課

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的に事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

記

1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とすること。

2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。

3 各部局の主体的判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルトや合理的根拠に基づく施策の立案に取り組むという「とちぎ行革プラン2021」（以下「行革プラン」という。）の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位の見極めを行い、客観的な根拠を明らかにした上で要求すること。

なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、決算状況も踏まえながら、多額の不用額が生じている事業や優先順位の低い事業を積極的に廃止するなど大胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。

また、職員給与も行政コストであることを踏まえ、増員等を前提とする予算要求は、原則として認めない。

4 重点戦略マネジメントにおいて「要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。

なお、「要求を認める」とされた事業であっても、予算上、必ずしも措置されるとは限らないことに留意すること。

5 行革プランに盛り込まれた取組項目については、改革効果が早期に発現するよう積極的に対応すること。

なお、人件費の削減など歳出削減につながる事業又は歳入確保に結び付く事業

に係る要求については、別途協議に応じることとしている。

6 デジタルマーケティング事業等については、「令和6（2024）年度当初予算要求におけるデジタルマーケティング事業等の取扱いについて（通知）」（令和5（2023）年7月4日付けデジタル戦略課長・財政課長通知）に基づき、デジタル戦略課と協議の調ったものに限り要求すること。

また、各種イベントや広報・PR事業等については、施策効果の最大化等の観点から、従来の手法を見直し、更なるデジタル化を検討すること。

7 国の予算編成等の状況を的確に把握し、要求への反映に努めること。

特に、構造的賃上げの実現や官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化に向けた施策のほか、物価高騰対策等のように、「重要政策推進枠」での要求や金額を明示しない事項要求がされている事業については、国の動向如何により、県の予算編成が大きな影響を受けることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策等によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要となるので留意すること。

8 新型コロナウイルス感染症への対応については、5類感染症への位置づけ変更があったことから、原則として、要求枠の設定等の特段の対応は行わない。

9 物価高騰への対応（県有施設の電気代等を除く）については、国の予算編成の状況等を踏まえ検討することとしているが、今後、基本的に要求枠は設定しないので留意すること。

10 働き方改革の観点から、予算編成に関する各部局の裁量拡大など、内部意思決定プロセスの見直しを図ってきたことから、これらを理解の上、要求内容を十分精査するとともに、要求作業の更なる効率化にも努めること。